【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2019年3月22日

【会社名】 協和発酵キリン株式会社

【英訳名】Kyowa Hakko Kirin Co., Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役社長宮本 昌志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

(上記は登記上の本店所在地であり、主な本社業務は下記「最寄りの連絡場

所」において行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。 【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

【電話番号】 03-5205-7200

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 川口 元彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年3月20日開催の当社第96回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 2019年3月20日
- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金20円 総額10,948,818,100円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年3月22日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款に以下の変更を行う。

- ① 商号変更(第1条変更)(効力発生日 2019年7月1日)
- ② 役付き取締役のうち専務取締役及び常務取締役の廃止(第25条 変更)、相談役の廃止(第27条 削る)(効力発生日 2019年3月20日)

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、花井陳雄、宮本昌志、大澤豊、三箇山俊文、横田乃里也、瓜生健太郎、森田朗及び芳賀裕子を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、桑田啓二を選任する。

第5号議案 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任す る件

当社の取締役(業務執行取締役を指す。)及び執行役員並びに当社子会社の一部取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

第6号議案 一部新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の行使時期変更の件 株式報酬型ストックオプションとしての一部新株予約権の行使時期を変更する。 (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	4, 920, 402	16, 590	32	(注) 1	可決(99.66%)
第2号議案	4, 934, 851	2, 141	32	(注) 3	可決(99.96%)
第3号議案				(注) 2	
花井 陳雄	4, 926, 191	9, 338	1, 494		可決(99.78%)
宮本 昌志	4, 926, 258	9, 271	1, 494		可決(99.78%)
大澤 豊	4, 924, 185	11, 344	1, 494		可決(99.74%)
三箇山 俊文	4, 924, 136	11, 393	1, 494		可決(99.74%)
横田 乃里也	4, 923, 764	11, 765	1, 494		可決(99.73%)
瓜生 健太郎	4, 935, 734	1, 258	32		可決(99.97%)
森田朗	4, 935, 513	1, 479	32		可決(99.97%)
芳賀 裕子	4, 935, 501	1, 491	32		可決(99.97%)
第4号議案				(注) 2	
桑田 啓二	4, 859, 537	77, 456	32		可決(98.43%)
第5号議案	4, 879, 759	57, 238	32	(注) 3	可決 (98.84%)
第6号議案	4, 904, 226	32, 772	32	(注) 3	可決(99.34%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた株主の議決権を集計した結果、各議案の可決要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権数は加算しておりません。

以上